

## 打合せ・協議会等会議録

1 会議名称	第2回朝日村男女共同参画審議会 会議録
2 開催日	令和3年7月9日(金)
3 時間	午後7時00分～午後9時00分
4 場所	朝日村役場 大会議室
5 出席者	委員 会長(議会運営委員長)塩原智恵美、副会長(教育長職務代理)中村八重美、 (朝日ヘルスマイト会長)小坂ほなみ、(区長代表)上條良久、 (公民館長)清澤正文、(民生児童委員会)小林良男、 (朝日小学校PTA副会長)青柳恵利香、(農業委員会)下田直美、 (人権擁護委員)羽多野さき子、(商工会女性部長)筒井詔子 事務局 (総務課長)塩原康視、(総務人事係)中村高志、深澤宏恵

### ○概要

1 開会(中村副会長)

2 あいさつ(塩原会長)

3 協議事項

(1) 令和3年度会議開催スケジュールについて(事務局)

会議開催数を2回増やしたこと等を説明

(2) 令和3年度朝日村男女共同参画計画の骨子について(事務局)

(3) 条例素案の検討について

① 条例名について(事務局)

事務局より他市町村の条例名を紹介。次回協議、決定することを確認した。

② 条例素案の内容について(事務局)

・前文

事務局案と委員からの案どちらにするか事務局に連絡することとした。

・責務等についての表現方法

責務に関しては国や県に倣い強い表現にするべきとの意見が多く出された。

・各条文

第1条 目的に「男女共同参画社会」という言葉を入れた方がいい。

第3条 基本理念(6)国際的協調に関する条文は国に倣った方がいい。

第12条 啓発活動等に関する条文について「適切な措置を講ずる」、「理解を深める」というポイントを押さえたものにしてほしい。

第16条「環境整備」に当たる具体的な施策については今後検討が必要。

第20条「関係機関」についてはわかりやすく条文に示した方がいい。

第25条 審議会委員の任期について意見があり、事務局より説明した。

(4) その他(事務局)

第3回審議会までに各委員進捗管理シートを確認し意見を持ち寄る。

4 閉会(中村副会長)

## ○会議内容

### 1 開会

#### 中村副会長

みなさんこんばんは。

大変お疲れの時間帯のところお集まりをいただきまして、ありがとうございます。今、長雨が続きたり、集中豪雨があったりといろいろとですね、日本の中でも災害や被害が起きたりしているわけですが、朝日村も無事に何事もないように過ぎていけばと思いますが、農業のほうも何かといろいろ問題等あるようですので心配なところです。

ただいまより、第2回朝日村男女共同参画審議会を開会いたします。

### 2 あいさつ

#### 塩原会長

改めましてこんばんは。

1日のお勤めが終わってお疲れのところお集まりいただきましてありがとうございます。本日の会議を開くに当たりまして、事前に会議資料を送らせていただきました。本日は男女共同参画条例の素案をほぼ固めていただく大事な会議であります。各自御検討いただきました、またお持ちいただいた御意見等は協議事項の次第の中の協議事項(3)の②条例素案の内容の中でお伺いしますのでよろしくお願ひいたします。

また、本日の会議の前に、事前に提案のあった委員の意見も本日用意してありますので後ほど御協議をいただきますので、ともによろしくお願ひいたします。

なお、条例の素案として、本日御検討いただき、この会議の席上で出された意見などはこの会議終了後、後日庁内での会議で協議をし、その結果は、審議会の委員の皆様方に文書で報告する予定でございます。その報告内容についてご確認いただいたうえでの御意見がございましたら、直接事務局へお寄せいただき、第3回の審議会8月20日を予定しておりますが、そこで最終確認をして、条例の素案を条例案とする予定にしております。

なお、この8月20日で成案となる条例案はパブリックコメントを経て、11月に村へ答申する運び、そんなスケジュールでありますのでよろしくお願ひいたします。

会議はなるべくスムーズに進行するように努めますので御協議をよろしくお願ひ致します。以上で挨拶を終わります。

### 3 協議事項

- (1) 令和3年度会議開催スケジュールについて
- (2) 令和3年度朝日村男女共同参画計画の骨子について

#### 事務局

資料により説明

- (3) 条例素案の検討について
- ① 条例名について

#### 事務局

資料により説明

## 塩原会長

今条例名について御説明がありました。これについては朝日村のこれからの条例の素案の内容を御協議いただく中で、最終的にこの条例名というものをそれぞれ御意見いただくのがいいというのが事務局案であります。本日はこれ決めるのではなくて、第3回の8月20日の会議に御意見を持ち寄って、条例名をそこで決めていくということをお願いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ではそういったことでご了解いただけましたので②条例素案の内容についての説明をお願いします。

## ② 条例素案の内容について

### ア 条例の比較(概要)

## 事務局

資料により説明

## 塩原会長

はい、条例の比較ということで村の条例が国や県の法律あるいは条例とどのような関連性があるのかという説明がされました。県条例に沿った内容で村の条例は素案としては作ってあるという説明でございました。このことについては、それでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

では、次に条例の比較詳細ということで説明をお願いします。

### イ 条例の比較(詳細)

## 事務局

資料により説明

## 塩原会長

ただいま説明ありましたが、先ほどの一覧表の概要版の中のうち、重要な条例の部分については、それぞれの具体的な県の条例あるいは村の素案の条例、それに基づくこの法律はどうなっているか、全部突合せさせたという形での詳細です。またこれはゆっくりご覧いただければいいかと思えます。その次の項目の詳細のところこの資料は追って使っていきますので、またそこで御検討いただければと思えます。よろしく願いいたします。これについては理解をいただいたということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では一番大事な項目になってまいります、詳細に入っていきたいと思えます。本文ということでございます。ではこれについて説明お願いいたします。

### ウ 本文

## 事務局

資料により説明

## 塩原会長

ただいまの説明であります、条例の素案は成り立ちといいますか、それがこの11ページの上段の方にですね、ここには目次はついてませんが、目次があり、前文があり、第1章、第2章、第3章、附則。これで条例が成り立っていると。その中における前文の部分。最初のページでございます、これは事務局案であったと。その後委員からの提案で先ほどの前文が紹介されました。

本日はこの条例について全部潰していくというふうな作業になっていきますけれども最初にこの前文がまず出てきますのでこれについて皆さんの御意見を伺ってここでの集約をしていくということをお願いしたいと思います。御意見お願いいたします。

### 上條委員

前文で委員の方からの部分ですが、今まで関わってきた方がこういう前文での提案をしたと思うのですが、これまで検討してきた前文を見ると、庁内でも意見が出てるんですね。11ページですか。第3次計画の基本理念の基本理念が載っていると、「認め合い、助け合い、みんなが輝く朝日村」とこれは第3次計画の基本理念を掲載した。これは条例ですよ、国であれば法律であり。条例についてはその都度変更はありえないというのが僕の理解している部分なのですが、第3次計画の基本理念を載せちゃうと、例えば5年先には変わる、その都度変えていかなきゃいけないという、そういう事態も起こりかねない。そういうこともあるものですから、せっかく事務局で考えていただいたんですが、庁内からもそのような意見が出てるということで、載せないほうがいいのではないかなということ。

今日提案でいただいたこれはこれまで関わった方が思いを入れて、前文で提案してくれてあるものですから僕も委員ですので委員の提案ということでぜひ、採択してほしいと。事務局の方で皆さんに、図っていただきたいと。個人的には委員の提案のものを前文としていただきたいというお願いも含めて、御検討ください。

### 塩原会長

ただいま委員からの御

提案の別紙の前文でいかがかという御意見でありました。

今、上條委員からお話がありました件ですが、また11ページご覧いただきたいと思えます。理解を深めるため、という意味ですね。右に、窓枠を設けた2段目のところですね、庁内の意見として第3次計画の基本理念のため、条例に入れるかは検討が必要というふうに書いてあります。これまで計画は1次、2次、3次と理念は全部変わってきております。そうすると先ほどおっしゃっていただいたように、第3次計画は2025年までですからあと4年ですね。4年間の基本理念だと。そうすると4年経てばまた基本理念は変化していくということですね、時代の流れの中でも変化します。そうするとこれを前文の中で掲げていくっていうのはいかがなものか、というのが庁内からも出ているということで、委員の提案の中にはその部分は全く触れておりません。ということで全体の文章の構成等いろいろあるかもしれませんが、こういった前文の考え方はいかがか、というところでの御意見をお寄せいただければと思いますが、どうでしょうか。

## 上條委員

すぐ理解するといってもできない部分があると思いますので、今夜決めるのではなくてゆっくり検討してもらって、次回どうするか結論出してもらえればと思いますが。できれば僕は言ったとおりに、委員の皆さん誰かからの提案ですので取り入れてもらいたい。

## 塩原会長

そうですね。大事な部分ですので判断に迷うところはあると思いますので、事務局案の前文と提案されている前文とそれぞれじっくりお読みいただいでですね、ゆっくりとした環境で内容を御理解のうえで、後日で結構です、事務局のほうへ直接連絡をお願いできますか。といいますのは、8月20日は今日の条文の素案を固めていくという会議にしたいものですから、前文もできてこないで8月20日の検討になっていきませんので、そういうふうな前文についての御意見を直接事務局の方にあげていただくということでもよろしいでしょうか。電話連絡でもよろしいそうですので、それぞれただ事務局でいいとか、あるいは、提案でいいという御意見がありましたらここでおっしゃっていただいで結構ですが、判断に苦しむ場合にはそういったことで、1週間くらいのうちに事務局の方に電話で連絡をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

では次に進めます。責務等についての表現方法についてお願ひします。

## 事務局

資料により説明

## 塩原会長

今説明したのは、責務等についての表現方法を村の条例素案では、優しい言い方をしていると。この責務というところは先ほどの条例の素案でいきますと、第4条からですね。第4条というのは、13ページに村の責務、第5条に村民の責務、第6条に事業者の責務、第7条が教育関係者の責務というふうになっております。その責務ですが先ほどの8ページの方なのですが、村の条例は県の条例に基づいていると、また国の法律に基づいて作られるという説明が先ほどございました。先ほどそれぞれ条例素案は県条例にほぼ突合していますよ、という説明がありましたが、県の責務が9条、県民の責務が10条、事業者の責務が第11条です。村の優しい言い回しに対して、県の条例は、第10条、第11条を見ますと、一番最後の言葉、「努めなければならない」第11条の事業者の責務は「努めなければならない」という言い回しです。

それに対して、条例素案は第5条、6条関係ですが、「努めるものとする」、事業者の責務も「努めるものとする」、教育関係者の責務も「努めるものとする」というふうになっております。この言い回しですね。

じゃあ国の法律はどうなっているのかということ一番右端が法律ですね。第10条国民の責務とあります。「努めなければならない」。で、県の条例には国の法律に基づいて作りますが、当然努めなければならないというふうにあります。こういった中で村の条例はこういう優しい言い方で村民に押し付けるような気がする。と庁内会議の中で御意見があったようでございます。こういった言い回しをどうしましょうか、ということ。御意

見をお願いします。

### 上條委員

村の責務は村が決めればよいことだと思いますよ。ただ委員として考えないといけないのは村民であり、事業者であり、教育関係者の部分。この8ページを見るとね、事務局で資料を用意してくれた、国、県今度作る朝日村を比較できる資料ですよ。端的に分かるのは男女共同参画の条例を作って、しっかり肝いりでやっていくよ、ということだということ。僕は理解しているんですよ。押し付けとか、そういうことではなくて、みんなでやろうよという部分でね、責務の部分、第5条、第6条、第7条という村民事業者それから教育関係の部分ですよ。これについては、国県が努めなければならないってそれぞれの条例や基本法で定めてある部分を自治体へ来て、努めるものとするなんていうのは、僕はおかしいと思いますよ。県がこういう形で出ていけば、準じて、やはり努めなければいけないと、こういう明記をしなきゃいけないのではないかと僕は思いますね。僕は初めてこういうような会議に出て感じるんだけど、今までの方はやる気でやってきてると思うんですよ、だから、しっかりした条例で、優しさは分かるけども、それは優しさとは言えないんじゃないかと思うんですよ。責務ですから、しっかり第5条、第6条、第7条は努めなければならないという明記をすべきだと個人的には思いますので。

### 塩原会長

条例とはというところですが、やはりいろんな制約を課すっていうのも条例なんですよ。色んな法律もそうなんです。道路交通法違反、あれも罰則を設けて、そういったことを法律もそういう中にあるわけなんですよ。村の条例というのはその村民においてのいろんな権利だとか、義務を課す、そういったところもやはり条例はあるわけなんです。そういった意味での御意見だったと思います。

ほかの委員の皆さんいかがでしょうか、清澤委員さんいかがですか。

### 清澤委員

私は今上條さんが言われたように条例だから「努めなければならない」でいいと思いますね。

### 塩原会長

一言ずつ委員の皆さんに御意見いただきたいと思います。

### 小坂委員

私もね、みんなに守ってというか、努力してもらうための表現としたら努めなければならないっていう表現の方が皆さんの心には伝わるんじゃないかなと思います。

### 小林委員

県も国もそういうふうに言っているんだったら、それに従うのが一般的な考え方だとは思いますが。ちょっときつかなってようにも思うけど、県も国も言っているなら「努

めなければならぬ」でいいのではないかと思いますけどね。

#### 青柳委員

私も皆さんと一緒に、県・国を基準に制定しているのであれば、そういった表現の仕方でもいいのではないかと思います。

#### 下田委員

国・県・朝日村という順番から見るとやはり上のほうに従うような文章にならないといけないと思うんですけど、私は「ものとする」というような柔らかい言い方がいいと思います。朝日村は。

#### 筒井委員

はい、私は、優しい言い方とかきつい言い方というのは今ここで初めて聞いて、お話伺っていたんですけど、基本的に国の法律でこうなさい、それについて県も条例を作った時に、こういう言い回しになったわけですよ、だったら村もやはり村独自でやる訳ではないから、県の条例と足並みを揃えるということは大事だと思います。

ただ、私そこよりも実は今日お聞きしたいなと思ってきたんですが、第5条の第2項を別項目にした理由とそれから第7条をあえて付け加えた理由を、後でいいですから教えてください。

#### 羽多野委員

すいません、はっきり言ってどっちがいいっていうのはわたしにはちょっと分からないことなんですけれども、村民とか村民から見た感じでこういうふうになると、あんまりきついよりはちょっと優しい方がいいのかなって思いますが。でも条例として、やはりきつくした方がいいのかなって、はっきりはわかりませんが。

#### 中村副会長

そうですね。私も、言い回しとしては、あのどっちとも言えない部分もあるんですが、男女共同参画は朝日村として、本腰を入れてしっかり取り組んでいくんだって思う気持ちをみなさんお持ちだと思いますのでそんな気持ちと願いを込めて、県に倣っていったらどうかと思います。

#### 塩原会長

ありがとうございます。大方の御意見が国の法律、県の条例、国は国民はという言い方をしています、で県の条例は県民はという言い方をしています。朝日村の条例は村民であると同時に、県民であり国民でありますということで、大方はそういったものに倣ってというような御意見でございましたので、大変申し訳ないですが、大体それで集約させていただくということでよろしいでしょうか、すいませんがよろしくお願ひします。

それで先ほど筒井さんからちょっと話がありました第5条、もう1回おしゃっていただけますか。

## 筒井委員

第5条のところ、13 ページの方ですが、第5条で書いてあって、2として、「村民は村が実施する政策に協力するよう努めるものとする」って別項目なんですよ、でこちらの県の方と比べてみると、別項目がないのに、何でここ別項目にしちゃうのか。ただ、要するにあの条例は結局書いてある文字になるので、これが独り歩きを始める可能性がゼロであるとはやっぱり言いがたい。今ここで決めているのが将来に渡って伝わるのかってところがちょっと、別項目はないんじゃないかな、と思ったところです。

## 事務局

これにつきましてはですね、案ということで分けさせていただきました。いろいろなパターンがあるので御検討いただければということで示させてもらいましたが、ちなみに松本市では分けてごさいません。塩尻市は分けてごさいます。あえて分けたというのはですね、2について強調するためということで分けているものと思われましても、今回、朝日村の方では、条例というのは目指すところという意味合いもごさいますけれども、権利を規制するものでもごさいますので強制するものにも一部なってごさいます。そこをあえてさらに強調するために2を分けさせてもらいましたが、御指摘のとおり御検討御協議いただければと思いますけれども。お願いいたします。

## 塩原会長

今、筒井さんの方から出された意見はですね、事前にお配りした資料の21 ページをご覧くださいと思います。長野県の男女共同参画社会づくり条例があります。そこに、県民の責務として21 ページの第10条をご覧ください。朝日村の条例は第5条 村民の責務というところですね。ここの中で県の条例では、県民は「県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない」ということで第10条の中に全部一文載せてあるわけなんですね。それが朝日の条例では、その施策に協力するよう努めるものとする。言い回しはそういうことなんですけど別立にして、第2項として村民が実施する政策に協力するよう努めるものとするというふうに、抜き出したということで、こういった表現はですね、今総務課長の方から説明がありましたとおり塩尻と松本はそういったやり方で、それを参考にして、村の条例もこのように、組み立てたということでありました。内容は同じなんですけど2つの項目に分けるかわけないかだけの話なんですけれども。皆さんの方の御意見がありましたらお願いします。

こうしたやり方で構わなければですね庁内の検討会議、今は会議の中で出された御意見ですのでこの後の検討会でテーブルに乗せてですね、再度検討いただくということでもよろしいでしょうか。

了解いただきましたので、ではそのように対応させていただきますのでよろしく願いいたします。

## 筒井委員

第7条 教育関係者の責務、これは県のほうにはないんですけど、どうしてこれだけ特別

に挙げたのかつていう理由をお聞きしたいです。

#### **事務局**

県の方で第10条になりますが「職域学校地域その他の社会のあらゆる分野において」というところの、「学校」というところが村の第7条に当たるところですが教育関係者っていうことで書かせていただいたのは、学校以外でも人に指導する立場の方から男女共同参画を推進してもらおうようにしていく、という意図で、ほかの自治体でもそのようにわけていたところもあり、参考にさせていただきました。これについてはまた御意見いただきたいと思います。

#### **塩原会長**

この教育関係者という言い方が非常に分かりにくいかと思うんですが、教育委員会というのは村の関係になりますよね、村の責務の中に入ってくると思います。公民館、ここに館長さんおいでですが、社会教育を進めていくのはこれまた別なんですね。でありますので、この男女共同参画というのは、学校とかですね、保育園、これも村の機関ですからそれは村の中で進めて、かなり小さいうちから男女の教育を進めていかなきゃいけないというところなんですが、大人になってからの社会教育の中でもこれは取り組んでいく大事な部分ということで教育関係者という一文もあるわけではないかなと思う次第でございます。公民館というのは、組織とは別の位置というそのところ説明してもらえますか。社会教育のこと、生涯学習とか。

#### **事務局**

朝日村はですね、教育委員会に公民館、社会教育の部門も入っておりますけれども、本来、教育委員会とですね社会教育をやる公民館とは別のものとなっておりますので別で扱うような形になります。

#### **塩原会長**

ということになりますと、この教育関係者というのはそういう括りの中であえて抜き出して、あの条文の中に入れたということでもあります。

#### **筒井委員**

それは分かりました。ただこの文章だけ読んだらやはり学校教育ということが頭に浮かんでくるので、もしそれなら、「社会教育」と入れるとかされた方がいいのではないかと思います。

#### **塩原会長**

では、貴重な御意見を伺いましたのでそれも庁内の検討会議の中でしっかりやっていただくことにしたいと思います。よろしくお願ひします。

では今責務の表現方法のところまで終了いたしました。次の項目に移ります。追加した項目第11条、第16条、第20条について説明お願ひします。

## 事務局

資料により説明

## 塩原会長

ただいま説明がありました、第 11 条、16 条、20 条これらを追加したということです。御意見はございますか。

## 筒井委員

第 20 条のところなんですけど、もちろんこの項目追加は、非常に大事なことでいいんですがここで関係機関というのは具体的にどこになるんでしょうか。

## 事務局

県に男女共同参画センターというがありましてそういった機関に専門の職員がおりますので、村が間に入って適宜対応するということになります。

## 筒井委員

この県と国の法律と並べていただいたんで分かりやすかったんですが、国はこうしろというところを言って、県はそれに対して、細かくこうしますって事を書いてあるんですよ、それに多分準じて村は言ってみれば県の窓口になるって同じ意味だと思うので、この際、関係機関というのはやめて、「県と共同して」とか、はっきりとそこも書かれた方がいいんじゃないかと思います。

## 塩原会長

では、それは御意見として受けて対応して、また後ほど報告させていただくということでお願いしたいと思います。ほかにありますか。

## 上條委員

第 16 条、これ本当に簡単に教えてください。どういうことなのか。

## 塩原会長

すいません、私これまで計画に策定に関わったということの中でおそらくというところでいいでしょうか、先ほどの資料ですね、あらかじめお配りした資料。そこに第 3 次計画が載っています。その中の一番右端に、施策が 1 から 11 番まであります。その中の 5 番目ですね。農家と自営業における男女共同参画の推進、これを施策としてやっていきましよう。でありますので条文にも載せたと。簡単に言うとそういうことだと思います。この施策を実行していくためには条文にやはりそれを載せて、自営は農業ばかりじゃないですし、商業もあります、いろんな関係の皆さんの環境整備を整えていくという条文だと思いますが。いかがでしょうか。

## 事務局

そうですね、第11条、第16条はですね、第15条とも関連しておりますけれども、村民及び事業者ということで、第5条でうたっております、事業者のほかに農業も含めた自営業の方たちのことについてうたわれているものになります。

## 上條委員

環境整備ってというのは、具体的にはどういうことなのかなあと。

## 塩原会長

実はですね、この男女共同参画計画を作る時に環境が整っていないということが計画を策定する段階の中でありました。朝日村の男女共同参画計画の中に施策の柱として3つの柱があるんですが基盤整備というのが基本目標の中の1番目にあります。次第の4ページになりますが、ちょっとご覧いただきたいと思います。条例の前に計画ができたものですからまずこの計画に基づいて仕事してるということではありますが、ここに、男女共同参画の基盤整備ということでこの条例づくりもその基盤整備の中に1つあるわけなんですけど。その環境を整備するということはこういった自営業における方々の中にも男女のいろんなこれまでの格差があって、これまでの因習にとらわれたもの等があるということなのでそういったところも働きかけてですね。主語は村ですから、村は、そういった自営業の方たちの環境を整えてあげて、男女共同参画が進むようにしていくということでもあります。だからこの環境整備というものはどういうものにするのかっていうのは具体的には、資料のですね、最後のところに進捗管理シートを付けてありますが、村がこれからこの中に環境整備のことを載せていくことが必要であると思いますが、載ってますでしょうか。

## 事務局

今会長の方からの説明もありましたけども実施計画の所にですね、様々な政策が載っております。環境でいうことでハードな面のみではなく、ソフト面での環境整備も含めてとになってございます。

## 塩原会長

説明で理解できたかどうかちょっとわからないですが、結局ですね、今上條さんからの御意見がございましたが、条例の中における言葉ってというのは分かりにくいことが多々あります。この環境整備とは何かっていうところを具体的にやはり示していくのがこの先ほどちょっと私のほうで言いました。そのシートの方ですね。具体的に何をするんだっていう取組の中身に関わっていくことなんです。で、8月20日の会議では、このシートの関係をやる予定にしておりますが、この環境整備のために委員の皆さんからもですね、今のこの16条の環境を整えるためにこのシートの中にあるのはれだけじゃ不足なのでこういったことの取組をしていかないとできないんじゃないですかってような提案もいただいていくのが8月20日の内容になっておりますのですね。ちょっと今まだそこまではどうもやりきれてない部分があるかと思いますがそういった御理解でお願いできればと思うんですがいかがでしょうか。

今のは貴重な御意見だったと思います。環境整備って何ですかということですね。条例は非常にそういったところが言い回しがですね、分かりにくいところが結構ありますので、そういった御意見はどしどし言っていただいでよろしいかと思ひます。また、このことも環境整備って何なのかっていうのは、庁内の検討会議の中でもまた図っていただいで、しっかりと内容を対応していただきたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにござひますでしょうか。この追加した項目についての御意見をお願ひしたいと思ひます。ではとりあえず第11条、16条、第20条はこの追加項目ということで詳細はちょっと別にいたしまして、追加するということでよろしいでしょうか。はい、ありがとうござひます。

## 事務局

資料により説明

## 塩原会長

今11ページからの第1章の関係について、第1条から第9条までについて右端に書いてあります事務局案、それからいただいた意見についての説明がありました。ここですな第1条の目的の所ですね。男女共同参画の推進という言葉が第1条の目的にあります。「この条例は男女共同参画の推進について基本理念を定め、並びに村、村民、事業者などの責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の人権が尊重された豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする」ということで条例の目的が第1条ということであります。ここに書かれている文言で男女共同参画の推進という言葉が出てきますが、これを「男女共同参画社会」という言葉はいかがかという、委員からの御意見があったということであります。

この第1条の関係につきましては、この比較表がちょっと載ってませんので分からないかと思ひますが、事前にお配りした資料をご覧いただきたいと思ひます。県の条例ご覧いただきたいと思ひます。県の条例も第1条目的があります。県の条例第1条は2段目ですね。県の条例を読みますな、「第1条 この条例は男女共同参画社会づくりに関し、基本理念を定め並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする」というふうに第1条があります。

県では男女共同参画社会づくりという言葉、全ての面において使っております。それで、松本市もご覧いただきたいと思ひます。25ページですな。松本市は、「この条例は男女共同参画の推進に係る基本理念を及び市等の責務を明らかにし」というふうにあつて、最後のほうに「もって本市における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする」と。塩尻市が29ページあります、第1条目的です。「この条例は男女共同参画社会の形成に関し」という文言ですな、で2段目に、「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個人の尊厳と男女平等を」というふうな文言で第1条の目的の中に県も関係の市も男女共同参画

社会。「作り」とか「形成」という言葉がありますが、いずれもその男女共同参画の推進ではなくそういう社会という言葉を使ってるわけなんですね。で、村の条例もそういったことでいかがかという意見でございます。

で、先程からこうこういう成り立ちになってますよというので一番最初の元になる国の法律をみていただきたいんですが、国の法律は 17 ページです。

「第 1 条目的 この法律は男女の人権が尊重され、かつ社会経済情勢の変化に対応できる、豊かで活力社会を実現することの緊要性に鑑み、男女共同参画社会の形成に関し」、という、ここにはそういった文言が使われておりまして、3 行目には、最後の方ですね、「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする」というふうになってるわけなんです。このことについて朝日村の条例ではですね、第 1 条のところはそういう男女共同参画社会という言葉がないために、委員からそういった言葉は使わなくていいですかっという発言なわけなんです。

そこについて第 1 条の目的のところでもそういった文言を使うことはそれから後に出てくるところのいろんな条文のところにも、全部影響してくるものですから、その国や県の法律あるいは他市のものを参考にしたらそれが自然ではないかということなんですけどもしそういったことでいいということでお認めいただければですね、第 1 条の目的に沿って、ほかの条文の関係のところは事務局の方で対応していただくということにして、とりあえず男女共同参画社会社会づくりか形成かは別としましても、男女共同参画社会というそういう言葉はどうなのかということについての御意見。これでよろしいっていうことであれば、そういったことで進めていく、目的のところにも位置づけていくということなんですけどいかがでしょうか。

#### 筒井委員

男女共同参画社会ということは入れた方がいいと思います。やはり、何回それを入れても法律の方も何度も何度もこれでもかっくら入ってるから、そのくらい入れた方がいいんじゃないかと思います。

#### 塩原会長

ほかに御意見ありますか。今聞いてくださっている方が結構多かったんですがそういったことでじゃよろしいでしょうか。では、そういったことで第 1 条は男女共同参画社会という言葉を入れて条文をほかの方の関係の条文も作り変えていくということで、よろしくお願ひしたいと思います。先ほどちょっと設定説明がありました 12 ページの上段の(1)のところもそれと同じことになりますので。それは考えていただくということで。

事務局の方であの事前にお配りした資料ということでありましたんで黒字で書かれてるところはそこについて意見があるということであれば、御意見を伺いますがなければ、そこはパスしていきたいと思います。赤字のところちょっと中心にいききたいと思います 13 ページですね。事務局案で赤字のところですね、第 3 条の(3)というところですが、国県を参考に、事務局にて修正済みというところはそれで了解したということでもよろしいでしょうか。はい。そういうことでお願ひしたいと思います。

それからですね次に御意見というところですね。(6)です。「男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な環境を有していることを理解し、国際強調のもとに行われること」これが原案であります、そののこのところに対し「国際協調を考慮して取り組む」というふうにした方がいいのではないかと御意見でございます。これに対してですね。県と松本市、塩尻市はこのところはですね、県の条例先ほどの資料の7ページをご覧ください。県の条例はですね。第8条ですね、国際社会の動向を踏まえた取組というところになっております。ここで何を書いてあるかといいますと、「男女共同参画社会づくりの促進が国際社会における取組みと密接な環境を利用することにかんがみ男女共同参画社会づくりは国際社会の動向を踏まえながら推進されなければならない」ということですね。

それに対し、国の法律はですね。「国際的協調のもとに行われなければならない」という国の法律は国際的協調のもとに行わなければならないということで、朝日村の条例はこの国の法律に基づいて、ここは表現しているということであります。(6)ですね、国際強調のもとに行われることということで、県の条例は「動向を踏まえて推進されなければいけない。」と。

松本、塩尻はこのところがですね。松本の条例は資料の25ページですね。第3条の(6)、そこに「男女共同参画の推進は国際社会における取組と密接な環境を有していることにかんがみ、国際社会の動向に配慮されること。」県と同じような表現をここはしております。

塩尻はですね第3条、28ページです。塩尻市は「男女共同参画社会の形成は国際社会における取組と密接な環境を有していることを考慮して行わなければならない。」結局動向とか考慮というそういう言葉にそれぞれなっているってことでこの辺を考えていただいたらいかがかということなんですね。県や松本や塩尻の条例に倣って、これもやってくというようにいいのかどうかですか。

#### 筒井委員

県の方がやはり柔らかい表現、国の方がはっきりとした表現。村の方は国際協調ってなんですかって聞きたい。国際的協調ならわかりますが、そのこのところのほうは私は不自然に思えたので。ここは国に足並みを揃える方が私はいいと思います。朝日村の中にも要するに外国からあのお嫁に来ている方たちたくさんいますのでやっぱりそこははっきり言ってもらった方が彼女たちにとってすごく心強くなると思います。

#### 塩原会長

ある程度の覚悟が必要な条文だというように受け止めました。

#### 青柳委員

そうですね。確かに私も朝日村出身ではないので、私ですら同じ日本国内の違うところから来ていて不安に思う部分も確かにあります。さらに海外の方がお嫁に来られてたりしていると考えると、やはりそういう人達も、朝日村村民として平等に扱われるので、そこは強調していった方がいいのかなと思います。

#### 塩原会長

貴重な御意見いただきました。これも今の御意見を尊重して庁内で検討いただくということで御意見をいただいたということで集約してよろしいでしょうか。

あと第1章最後の方ですね14ページ第9条。ここのところは「村民に広く公示する情報に関する留意点ということで第9条ですね。何人も公共の場所あるいは公共交通機関を利用する不特定多数の者に対して広く表示する情報において、性別による固定的な観念に基づく役割分担、ハラスメント、ドメスティックバイオレンス等を助長し連想させる表現、過度の性的な表現を用いないように努めなければならない」ということはその前の第8条の性別等による差別的扱いを禁止するという条文があるのでそこは整合させ変更したということでここはよろしいでしょうか。第8条は「何人も家庭地域職場学校その他の社会のあらゆる場において、性別を理由とする差別的な取扱、ハラスメント、ドメスティックバイオレンスを行ってはならないと。そういうふうに書いてありますのでそれを村民等に広く公示する情報、いろんな公共交通機関例えばデマンド交通の関係だとか、あるいは村内のいろんな公共の場所等がございますが、そういったところで表示する情報は第8条を尊重して表現は気をつけなさい、というのが第9条ということでございますので、そういったことで整合をとったということでよろしいでしょうか。

#### 筒井委員

結局これは県の方に合わせたってことですね。第8条との整合性というより、長野県の方との関係で公共の場所っていうことでしたけど、でも私最初の方がよく分かりやすいです。

#### 事務局

8ページを開いていただきたいと思います。県の社会づくり条例の第13条になります。公衆に表示する情報に関する留意ということで「何人も公衆の場所または公共交通機関を利用する不特定多数の者に対して表示する情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない」ということが書いてあります。朝日村もここに倣って書かせていただきました。

#### 塩原会長

では今説明されましたけれども、県条例に基づいて、第9条を、第8条との整合性も含めて条文を変えたということで御理解いただいたということでよろしいでしょうか。

ではそういったことでよろしくお願ひしたいと思います。第1章については終了です。第2章お願ひします。

#### 事務局

資料により説明

#### 塩原会長

ただいま第2章の関係について説明がありました。御意見がありましたら、お願ひします。

### 筒井委員

すみません第12条なんですけれども「啓発活動と教育の充実」っていうところで、事務局案はかなりあっさりと書かれてるかなという印象があります。配られた資料の9ページの中で県の方とそれから国の方を見ますと、ここでは「理解を深める」それから「適切な措置を講ずる」ということ、それがキーワードになってくると思うんですがそれが、1つも入っていないのはなぜでしょうか。

### 塩原会長

県条例の第何条かちょっと言ってください。

### 筒井委員

第18条の方ですね、それと国の第16条です。

### 塩原会長

筒井さんの御意見は村の第12条、9ページの表を見ると、啓発活動と教育の充実は大事だと。だからせめて県の条例のような取組が必要ではないかという御意見ですね。

### 筒井委員

あっさり書いて、わかりやすくといえればそういう意味合いに取れるかもしれませんが、こう並べて県の条例と国の法律並べてみますと、ちょっと抽象的で軽いんじゃないかなっていう印象を受けました。なんでそういう印象を受けたかって言うと、先程言ったキーワードになる基本理念「理解を深める」「適切な措置を講じる」その言葉が入っていない。なぜ入っていないんでしょうか。

### 事務局

そうですね。抜けていたところありますので参考にさせていただきたいと思います。御意見をいただき、ありがとうございます。

### 塩原会長

はい、では、ただいま御指摘の第12条の関係については県条例、国の法律もございまして内容を再度精査してですね、検討いただくということでまた報告させていただきたいと思います、よろしくお願ひします。しっかり検討してきていただいてありがとうございます。

では第2章の関係については集約したいと思いますが、よろしいでしょうか。

### 事務局

資料により説明

### 塩原会長

はい、私どものこの審議会にかかるのが第3章ということで、これまではですね男女共

同参画審議会は設置要綱というのがあり、前回の6月の会議資料の中に付いてたんですが要綱という形で位置づけてありましたが、今回この条例の中にきちっと審議会というものを、第3章の中で位置づけていくんだということでもあります。

今、事務局の方で説明がございました16ページですね。第23条、第25条それから第28条の事務局の関係です。こういった内容に変えていくということでございます。御意見がありましたらお願いします。はい、青柳さんどうぞ。

#### 青柳委員

第25条の委員の任期は2年とする。とありますが、一応学校PTAに関しては、任期1年になりますのでその場合の補足として、ちょっと入れていただいた方がいいかなと思っただんですが。

#### 事務局

はい、第25条「補欠委員の任期は前任の残存期間とする」ということで、任期が変わられた場合には次の方の役員の方がそのまま引き続いて行っていただくということがここでうたわれておりますのでよろしいかと思えますけれども。

#### 青柳委員

おそらくこれ学校の方に周知されていないことなので条例として定めるのであれば、この辺に関して、きちっと記載していただいた方が学校側としてはわかりやすいかもしれません。ちょっとわくわく館の運営会議の件を出させてもらおうと、わくわく館の運営会議のこういった要綱の中には括弧付というかたちなんですけど学校の任期に合わせて変動するということを一文書かれていたので、そういったことを一言入れていただいた方が学校の次のPTAやる方にも分かりやすいのかな。というのは私も実際この会に関しては、役員になってから、前の方から、もしかしたら連絡があるかもしれないということを知っていたので良かったんですけど。そういうのも含めて、ちょっと検討いただけたらなとは思っています。

#### 事務局

この審議会委員が必ずどの役職の方がなるというのは要綱の方では定めてございません。今回は審議会委員の中でですね、たまたまPTAの役員の方ということになりまして、そう決まった場合にはPTAの役員の方がその2年の間に変わった場合には、変わったところから残りの2年の末までやっていただくということがこの条例では書かれています。ですので、次の議会にですね、PTAの役員の方がもしない場合には、その次の年もPTAの方は審議会の委員にならないということになりますけれども。残りの期間で役員が変わった場合には残りの期間を次の役員の方がやるというのはこの条例のですね第25条に書かれているということで、難しくもなっておりますが、一般的な条例でこのような文言になります。その旨は小学校またPTAの方には正しくお伝えしておきたいと思えます。

#### 塩原会長

はい、では事務局の方はこれでよろしいということで集約したいと思えますが、よろし

いでしょうか。

それではですね、本日御協議いただいた条例の素案の内容一部宿題もありますが、全部御協議いただいたということで、またこの場に出された意見それらは全てまた文書でそれぞれの皆さま方に、報告をしていくということで、またそれについて確認いただいたうえでの御意見等はまた直接お寄せいただくという、そんなやり取りをして8月を迎えていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

先ほどお願いしました前文のことは、1週間以内の報告ということでよろしくお願いいたしますと思います。

では、条例素案の検討の②は終了といたしまして、(3)その他 第3回朝日村男女共同参画審議会について説明してください。

#### (4)その他

##### 事務局

次回の第3回審議会は8月20日の金曜日2時からこちらの大会議室になっておりますので予定しておいていただければと思います。今回は条例の素案の検討だけしていただきましたが、次回は進捗管理シートについて御意見いただきたいと思っておりますので資料の最後に添付した進捗管理シートをご覧ください、本日検討いただきたい条例に沿った内容になっているかというところを、次回第3回の会議に意見を持ち寄っていただきたいと思っております。その御意見が第4回の審議会で予算化する材料になってきますので、大変お忙しい中、恐縮ですがよろしくお願いいたします。

##### 塩原会長

本日は素案ということで熱心に御協議いただきました。条例はできたらそれで終わりではなくてですね、今事務局から説明された資料の35ページからのこの令和3年度進捗管理シートということで具体的に何を取組むんだという、その取組の内容がこの条例をしっかりと実行していく大事な、アクションプランといいますか、そういったものになります。先ほど環境整備という言葉について御意見もございましたが、そういったことで条例を作ったからこそ、庁内で検討された実行計画、シートをご覧ください、もったこうした方が男女共同参画を前に進められるよというのが見えてくるかと思っております。先ほども文言も強制力のある「しなければならない」という言葉に振り替えたということもございますのでいろいろとお願いすることばかりで申し訳ないですが、このシートの関係も内容をご覧ください、次の会議にまた御意見をいただければというふうに思っておりますので、次のステップになりますが、よろしくお願いいたしますと思っております。

では全て御協議いただく内容は終わりましたが、全体としてまた御意見がございましたらお願いしたいと思います。はい。ありがとうございました。

#### 4 閉会

##### 中村副会長

長時間にわたりまして、御協議をいただきまして、誠に御疲れ様でした、ありがとうございます。なかなか条例となるとですね、専門用語的な、ちょっと難しい部分が出てく

るんだなあってことと、私も今回で 2 回目なんですが、少しずつ徐々にですが、内容が掴めるような感じになってきましたが、非常に条例となると難しいんだなってことを感じております。

また宿題も出たわけですが、8月また皆さんといろいろと協議しながら、進めていけたらいいなと思っています。

では、以上をもちまして、第2回朝日村男女共同参画審議会を終了させていただきます。気を付けてお帰りください。お疲れ様でした。ありがとうございました。